

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録については、資格取得日が平成12年8月1日、資格喪失日が20年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日から同年4月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日については、事業主からの訂正の届出により、平成20年3月31日から同年4月1日に訂正されているが、当該届出が行われた22年9月時点で、厚生年金保険料請求期間が経過しており、年金給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録については、資格取得日が平成12年8月1日、資格喪失日が20年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された退職証明書、申立人から提出された平成20年3月21日から同年3月31日までの期間に係る給与支払明細書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、同社

に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成20年2月のオンライン記録及び前述の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤り、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、資格喪失日の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。